

公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・市設置高度処理型浄化槽使用料 減免制度について

Ⅰ 対象者・減免内容

(1) 精神障害者世帯・要介護世帯・重度障害者世帯

下表①～⑤のいずれかに該当する方が在宅されている世帯は、下水道使用料のうち基本額とそれに係る消費税等相当額(2か月当たり合計1,509円)が減免されます。

下表①②については申請が必要です。

(減免対象者が施設入所や長期入院している場合は、減免対象外です。)

減免対象世帯等		申請	申請に必要なもの
① 精神障害者世帯	Ⅰ級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が在宅されている世帯	あり	精神障害者保健福祉手帳の写し
② 要介護者世帯	要介護4又は要介護5に認定された方が在宅されている世帯		介護保険被保険者証の写し
③ 身体障害者世帯	Ⅰ級又はⅡ級の身体障害者手帳をお持ちの方が在宅されている世帯	なし	
④ 知的障害者世帯	知能指数が35以下と判定された方が在宅されている世帯		
⑤ 重複障害者世帯	知能指数が50以下と判定され、あわせてⅢ級の身体障害者手帳をお持ちの方が在宅されている世帯		

(2) 災害等による被災世帯

災害等により居住の家屋が被害を受けた場合は、申請により下水道使用料のうち基本額とそれに係る消費税等相当額(2か月当たり合計1,509円)又は全額が減免されます。

申請には、り災証明が必要です。

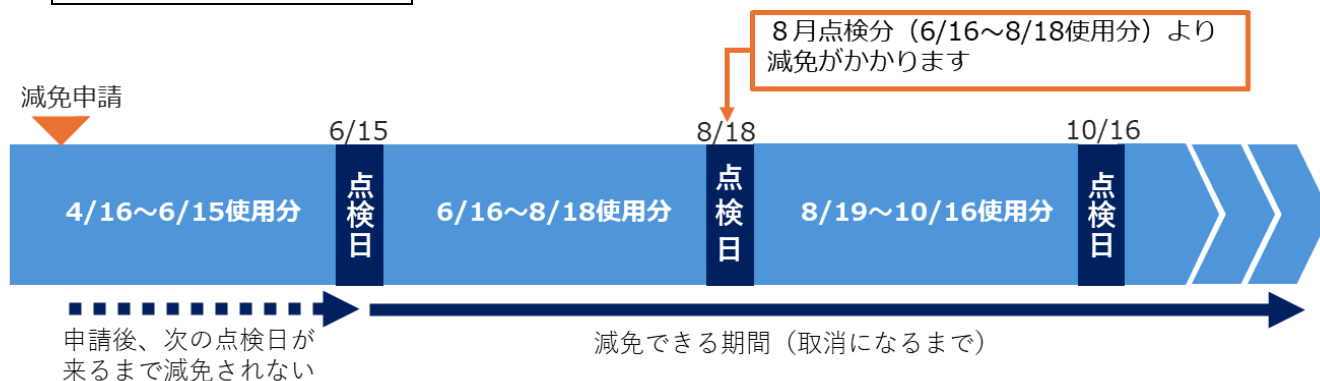
詳しくは下水道料金課まで御連絡ください。

※ 生活保護世帯等を対象とした減免制度は、令和7年3月31日をもって終了しました。

2 申請から減免開始までの流れ(精神障害者世帯・要介護世帯)

下水道使用料の減免は、「申請書受領日」以後、最初の水道点検日の翌日使用分より適用します。

(例) 偶数点検の地域の場合



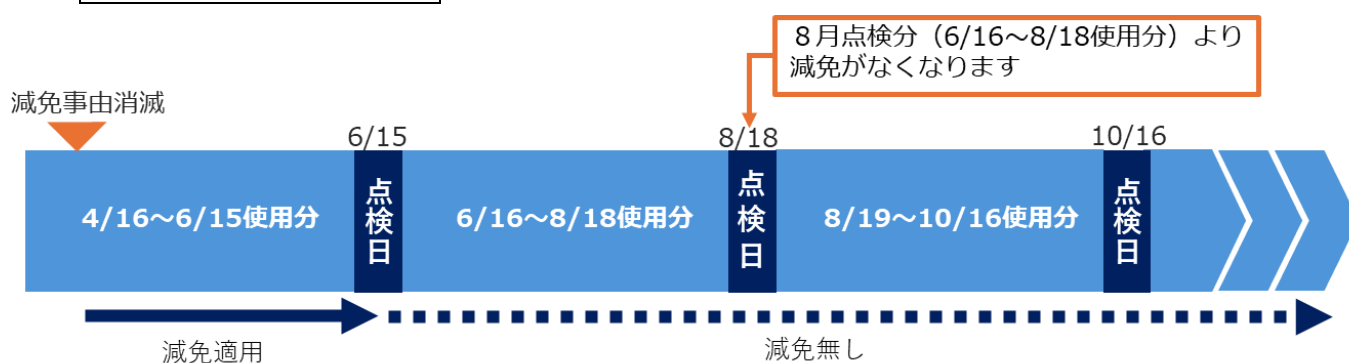
3 減免が終了になるとき(すべての減免世帯共通)

手帳の期限が到来するなど減免事由が消滅したとき、転居や転出または施設入所等で水道使用場所から減免対象者が不在となったときには、「基準となる日」以後、最初の水道点検日の翌日使用分より解除します。

＊基準となる日とは、手帳喪失日や転出・転居日など減免対象者の状況が変わった日のことです。

＊精神障害者保健福祉手帳または介護保険被保険者証の更新をした場合には、新たに申請が必要です。(一定の期間内に申請いただければ、切れ目なく減免を継続することが可能です)

(例) 偶数点検の地域の場合



4 注意事項

以下の要件に該当する場合、減免対象であっても減免が適用されませんので御注意ください

- (1) 減免対象者の生活の本拠が不明である等、減免対象とすべき水道を特定できないとき
- (2) 使用者が法人、施設（建物）又はそれらに準ずるものであるとき
- (3) 水道用途が家事用以外であるとき
- (4) 個別の水道メーターがない等、個人の使用水量を算出できないとき
- (5) 減免対象者が2か月以上、施設や病院に入所・入院しているとき

＊施設や病院に入所・入院していた減免対象の方が御自宅へ戻った等、対象外となる要因が解消された際には、下水道料金課まで御連絡ください。

【申請・問い合わせ先】

相模原市 下水道料金課

住所：〒252-5277 中央区中央 2-11-15 市役所第 1 別館 2 階

電話：042-769-8376（直通）

＊申請は、窓口または郵送で受け付けています。

申請書は市ホームページからダウンロードできます。